

保健福祉だより

4月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
5月	月	犬の登録と狂犬病予防注射 ・対象……飼育犬全部です(生後91日以上) ・持参するもの……詳しくは左ページをご覧ください		
6日	火	定例健康相談会 午後1時30分～	一般住民	
7日	水	機能訓練 (後遺症者の集い)		保健福祉センター
13日	火	乳幼児歯科検診 希望者にはフッ素・サホライド塗布あり 午前9時20分～ 午後9時20分～	9カ月児から4歳児まで 希望者は4月6日までに 住民課保健福祉係までお 申込みください	
21日	水	機能訓練 (後遺症者の集い)		
27日	火	乳児健診 午後1時15分～		

犬の取り締まり日 2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)、30日(金)

司法書士と社会福祉士による 第16回シルバー110番

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに関わる問題及び介護、福祉に関わる問題につき、司法書士および社会福祉士が電話による相談をお受けし、問題解決のアドバイスをいたします。また、平成12年4月1日より始まった新しい成年後見制度および介護保険制度についてのご質問にもお答えいたします。

日時 3月28日(日)
午前10時から午後4時まで
面談会場 新潟会場
新潟市古町通13番町5160番地
新潟県司法書士会館2階
電話番号 ☎223-2151 (当日のみ)

※面談による相談は、予約制です。面談による相談をご希望の方は、☎228-1727へ事前にご予約下さい。相談は無料。秘密は厳守いたします。

●4月休日救急在宅当番医●

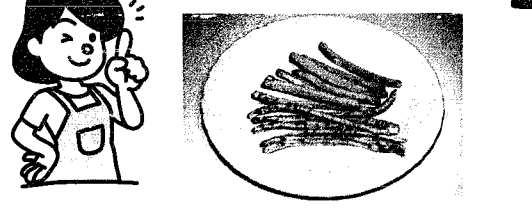
[外科系] (午前9時～午後6時)

- 4日 分水町 榊原医院 ☎0256-97-5111
- 11日 巻町 しまがきクリニック ☎0256-73-1312
- 18日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
- 25日 西川町 高橋整形外科クリニック ☎0256-70-4020
- 29日 吉田町 吉岡医院 ☎0256-92-7887

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

があちゃんの手作りおやつ

「人参ポッキー」



材料(4~5人分)
 ・人参すりおろし……1/3本 ・小麦粉……………100g
 ・パセリみじん切り……10g ・バター(又はマーガリン)… 15g

【作り方】
 ①小麦粉をふるい、バターを細かく混ぜてサラサラにする。
 ②人参はすりおろす。パセリはみじん切りにして水にさらす。
 ③①の粉に②の野菜を加える。人参の水分でもし不足のようなら水を加える。ひとまとめにしてラップで包み30分ほど休ませる。
 ④③の生地を2ミリ厚さにのばして長さ10センチの細い棒のように切り、170℃で温めておいたオーブンで10分ほどカリッとするとまで焼く。

栄養価	4~5人分	1人分
・エネルギー	503Kcal	101Kcal
・たんぱく質	8.8g	1.8g
・脂質	14.1g	2.8g
・ナトリウム	129mg	26mg
・カルシウム	68mg	14mg

ぜひ1度作ってみてね!

年金

特別支給の老齢厚生年金等の受給者は65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金を受けられます

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある60歳以上の人には、65歳になるまで厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分を合算した額)が支給され、65歳からは老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けられることとなります。

なお、定額部分の支給開始年齢については、次の表のとおり段階的に引き上げられ、60歳から特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達するまでは、報酬比例部分の老齢厚生年金が支給されます。

特別支給の老齢厚生年金を受けていた人には、ハガキ様式の「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」が社会保険業務センターから送付されて来ますので、これに必要事項を記入したうえで市区町村から請求書の所定欄に証明をもらい、65歳の誕生日(1日生まれの場合は誕生日の前月)の末日までに提出してください。

◆男性の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	65歳

※昭和24年4月2日以降生まれの人には、定額部分は支給されません。

◆女性の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和21年4月1日以前	60歳
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳
昭和29年4月2日以降	65歳

※昭和29年4月2日以降生まれの人には、定額部分は支給されません。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を ご存じですか?

父と生計を同じくしていない児童を育てている母などに支給されます。

○対象となる児童
18歳到達後の最初の3月

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成16年度の犬の登録と狂犬病予防注射が次のとおり実施されます。

あなたの愛犬もお近くの会場を受けてください。

- (1) 日程
- 4月5日(月) 西公民館 午前10時30分から11時まで
 - 曲通多目的共同利用施設 午前11時20分から午後2時0分まで
 - 月潟村役場 午後1時から午後2時まで
 - 大別当集落開閉センター 午後2時20分から午後2時40分まで

※この会場で受けられない場合は、動物病院に相談してハガキ持参のうえ、個別に注射を受けてください。個別注射の場合は、料金は集合注射と異なります。

(2) 用意するもの

- 注射料金 3,100円
- 事前に送付された申請ハガキ(必ず裏面の問診票を記入し、飼育者氏名に捺印してください)

※新しく犬を飼いだした方は

登録および注射料金 6,100円

・印かん
が必要となります。

(3) その他注意いただくこと

- ・つり銭のいらぬように準備してください。
- ・問診の結果、当日注射を受けることができなかった場合は、お近くの動物病院で診察を受けた上で注射を受けてください。
- ・病気等でどうしても注射が受けられない場合は、獣医師発行の「注射猶予証明書」を提出してください。
- ・首輪、引き綱を点検し、犬が逃げ出さないように、また犬を制御できる人が連れて来てください。
- ・フンの始末ができるように、ナリ紙、ビニール袋を持参してください。
- ・犬が逃げ出したり、死亡したり、また他人から譲り受けた場合は、役場住民課まで届け出てください。
- ・妊娠している犬は、当日注射を受けることができませんので、お近くの動物病院に相談してください。